4‖　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.8）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

16.0 × a × b － 8.37 × a × c

b が 1.270 を超えるときは 1.270 とする。

c が 2.805 を超えるときは 2.805 とする。

［略］

［削る］

3‖　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.6）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

15.7 × a × b － 8.26 × a × c

b が 1.270 を超えるときは 1.270 とする。

c が 2.805 を超えるときは 2.805 とする。

［同左］

4‖　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

A × B × C ＋ D

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（b ／ a）× 1.218 ＋（c ／ a）× 1.000｝ ×（1 ／ 1.050）

b ／ a、（b ／ a）× 1.218 又は c ／ a に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における市町村立の幼稚園の在籍人員数（市町村立の幼稚園型認定こども園に在籍する２・３号認定子どもを除く。以下「市町村立の幼稚園の在籍人員数」という。）及び学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（以下「市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数」という。）の合計数

b　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数のうち３歳児数

c　市町村立の幼稚園の在籍人員数及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号